

【日本語版】

23) 「特定技能」

1. 旅券（オリジナル）
2. 査証申請書（オリジナル）
※署名は旅券と同じ書体にしてください
3. 写真1枚（4.5cm×4.5cm（最近撮影した鮮明なもの）
※3cm×4cmでも可
4. 在留資格認定書（オリジナルとコピー）
5. 申請人の身分証明書R G（認証済みのコピー）

備考：

1. 必要に応じて、他の書類の提出をお願いする場合があります。
2. 在留資格認定証明書とは？

外国人が上陸審査の際に我が国において行おうとする活動が入管法上のいずれかの在留資格（短期滞在を除く）に該当する活動である等の上陸条件に適合していることを証明するために、法務省の各地方出入国在留管理局において事前に交付される証明書です。（日本国内の代理人による申請が可能です。）

在留資格認定証明書が交付された後、代理人は同証明書を申請人に送付し、申請人は同証明書を在外公館に提出して査証を取得します。申請人は、在留資格認定証明書が交付されてから3ヶ月以内に査証と共に入国審査官に提出して上陸許可の申請を行わなければなりません。

●制度概要：

外務省 <https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/fna/ssw/jp/registration/index.html>

法務省 http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri01_00127.html

在留資格認定証明書「特定技能」取得にあたり各特定産業分野の所管行政機関が定める技能試験及び日本語試験に合格すること（「技能実習2号」を良好に修了した者は試験等免除）等の要件を満たす必要があります。

技能試験実施国等、制度の詳細については上記リンクから最新情報をご確認ください。

（2019年9月現在、ブラジル国内で試験を実施している場所はありません。）

なお、本在留資格では基本的に配偶者・子等家族を帯同することはできません。